

会員 規約

名称及び所在地

第 1 条

本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本クラブ」といいます)

運 営

第 2 条

本クラブの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は AiPRANA（アイプラーナ・愛源）が行います。

目 的

第 3 条

本クラブは、入会されたメンバーが本クラブ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図ることを目的とします。また、メンバー相互の親睦を図り、品位あるクラブライフを楽しむことを目的としたスクール・イベント等を実施します。

入会資格

第 4 条

①本クラブに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)

②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

メンバーの種類

第 5 条

本クラブのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

入会手続

第 6 条

①本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本クラブの免責につき同意するものとします。

入会金

第 7 条

メンバーは、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

資格停止及び除名

第 8 条

本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

一 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。

(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)

二 本クラブの施設を故意に毀損したとき。

三 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。

四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。

五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。

七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

八 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。

九 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

メンバー資格の喪失

第9条

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

メンバー資格の譲渡禁止

第10条

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

会費等の支払

第11条

メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

（月会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

休 会

第12条

①メンバーは、各月の末日（末日が休業日の場合翌営業日）までに本クラブに休会の旨を書面で提出することにより、翌々月から休会することができます。

②一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。

メンバー種類の変更

第13条

メンバーは、各月の末日（末日が休業日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌々月からメンバー種類を変更することができます。

退 会

第14条

メンバーは、各月の末日（末日が休業日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その翌月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

ビジターの利用

第15条

①本クラブは、メンバーの同伴によりメンバー以外の方（以下「ビジター」といいます）に本クラブを利用させることができます。ビジターは、本クラブの施設を利用するにあたり、本規約第20条に準ずるものとします。

②前項の規定にかかわらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に本クラブが定めます。

休 業

第16条

本クラブは、原則として定休日及び季節休業を設けることとします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として事前に通告いたします。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、予告なく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

メンバーの利用及び事故

第17条

①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの施設を利用するものとします。

②本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

③メンバーは、本クラブにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。

責任事項

第18条

メンバーは、本クラブがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

変更事項

第 19 条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに届け出るものとします。

諸費用の改定

第 20 条

本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。

細 則

第 21 条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

改 定

第 22 条

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定前までにその内容をホームページ等にてメンバーに告知するものとします。

附 則

第 23 条

本規約は 2020 年 9 月 3 日より施行します。

名称及び所在地

プライベートヨガスタジオ **BLESS**

Shonai Dewa yoga club **BLESS**

山形県鶴岡市上畑町 5-5 グラッテ C